

諸外国における年金改革の要点

諸外国における年金改革の要点

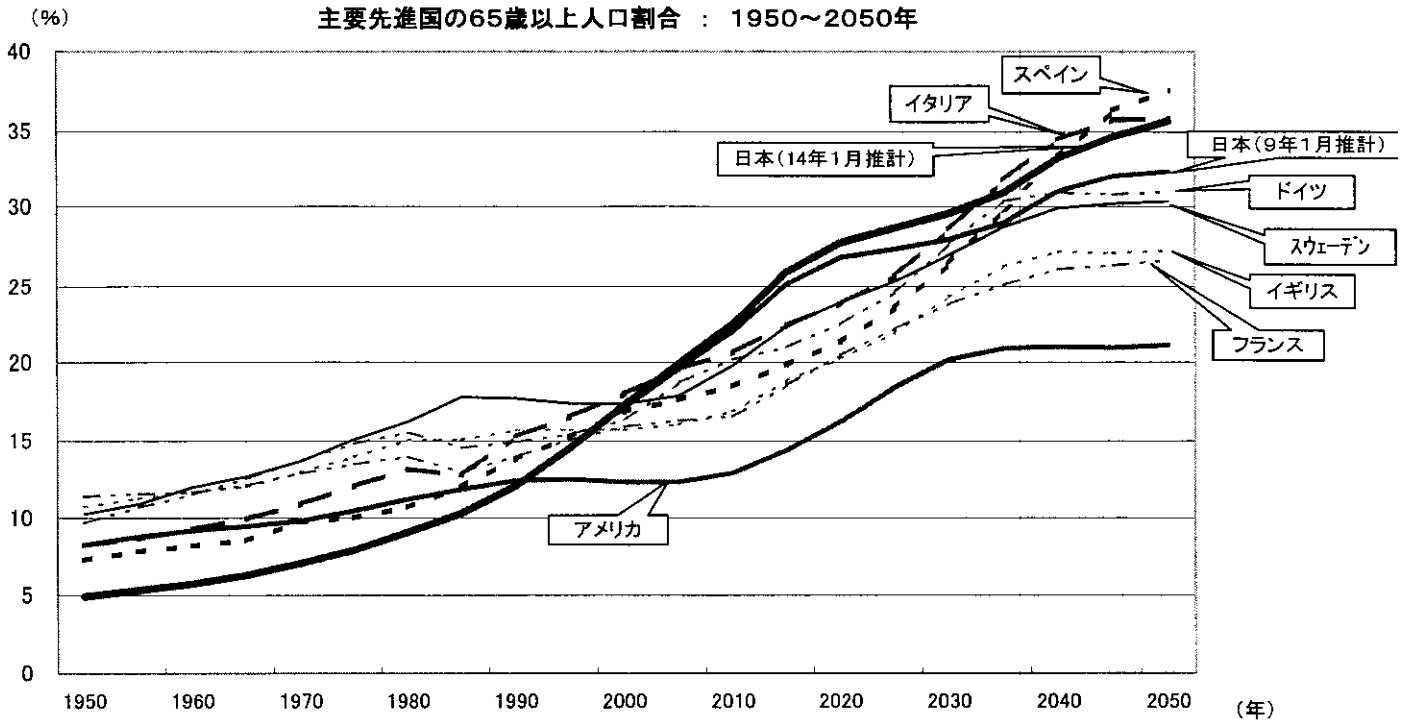
目 次

○ 諸外国の年金改革の状況	2
○ 主要先進国の 65 歳以上人口割合と合計特殊出生率	3
○ アメリカ年金制度（OASDI）の改革の動向	4
○ ドイツ年金改革の動向と 2001 年改革の主な内容	9
○ スウェーデン年金制度の 1999 年改革の主な内容	13
○ イギリス年金改革の動向と 1999・2000 年の改革の主な内容	20

諸外国の年金改革の状況

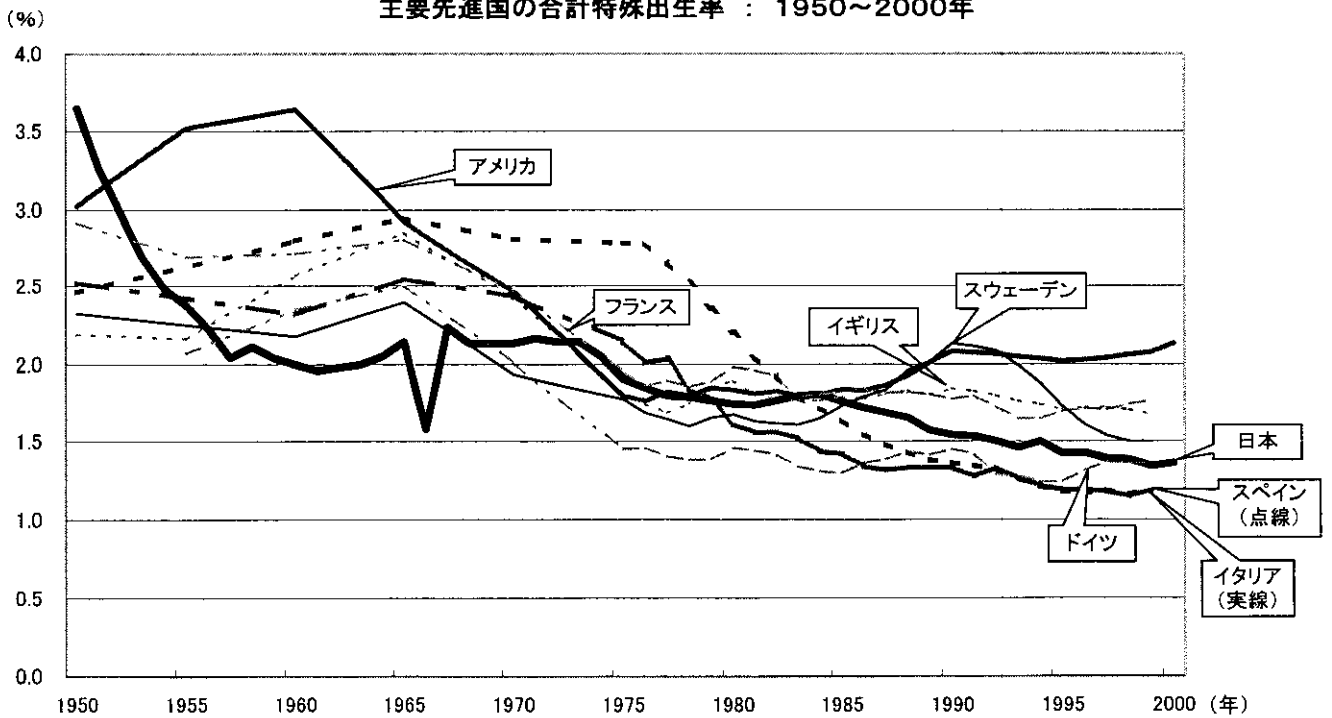
国名	アメリカ	ドイツ	スウェーデン	イギリス
<p>公的年金の体系</p> <p> </p>	<p>↑ 年金額</p> <p>所得比例</p>	<p>所得比例</p>	<p>所得比例</p>	<p>基礎年金</p> <p> </p>
<p>財政方式等 (カッコ内は積立金の積立度合)</p>	<p>社会保険方式 賦課方式 (給付費の約2年分)</p> <p>→ 現役時の所得</p>	<p>社会保険方式 賦課方式 (給付費の約1ヶ月分)</p>	<p>社会保険方式 賦課方式 (給付費の約4年分(2000年))</p> <p>+</p> <p>一部積立方式 (拠出建て)</p>	<p>社会保険方式 賦課方式 (給付費の約2ヶ月分)</p>
<p>対象者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>◎ 被用者</p> <p>◎ 自営業者 (年400ドル(約5万円)以上の収入のある者)</p> <p>× 無職</p>	<p>◎ 被用者 (週15時間以内の短時間労働者、月630マルク(約3万円)以下の低収入者は△)</p> <p>△ 自営業者 (業種によっては◎、無職)</p>	<p>◎ 被用者、自営業者</p> <p>× 無職</p>	<p>◎ 被用者 (週に67ポンド(11,300円)以上の収入のある者)(それ以下の低所得者は△)</p> <p>◎ 自営業者 (年3,825ポンド(約65万円)以上の収入のある者) それ以下の低所得者は△)</p> <p>△ 無職</p>
<p>保険料率 (対年収) (2001年)</p>	<p>12.4% (労使折半)</p> <p>(「社会保険税」という名称ではあるが、給付額が所得及び拠出期間の長さで連動するという意味で、我が国の社会保険方式と同じ。)</p>	<p>19.1% (労使折半)</p>	<p>17.21% (労7.0%、使10.21%)</p>	<p>21.9% (労10.0%、使11.9%)</p>
<p>ピーク時の保険料率 (対年収)</p> <p>近年の改革の内容</p>	<p>—</p> <p>1983年 レーガン年金改革(支給開始年齢67歳への段階的引き上げ、保険料の引き上げ(10.8%から12.4%へ))</p> <p>1990年代 クリントン政権期に、確定拠出型年金(401k)が普及。</p> <p>2001年 ブッシュ政権下において、大統領が設置した「社会保障改革に関する委員会」が、個人退職勘定を含む3つの改革案を提示。</p> <p>→ ただし、具体的な改革の動きは、まだない。</p>	<p>22% (労使折半) (2030年)</p> <p>1992年 年金額の賃金スライドをネット所得スライドに変更。</p> <p>1999年 税財源の投入により、保険料を労使0.4%ずつ、合計0.8%引き下げ(20.3%→19.5%)</p> <p>2000年 将来の高齢化の進展に備え、年金額の減額(ネット所得代替率70%→67%)、保険料の将来的な上限設定(26.0%→22.0%)、個人積立年金の導入。</p>	<p>18.5% (労使折半)</p> <p>1999年改革 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の2階建て体系を一本化し、税方式の基礎年金を廃止。 ・ 保険料を将来にわたり固定。 ・ 概念上の拠出建ての採用。 ・ 自動均衡メカニズムの導入。 	<p>—</p> <p>1980年代 スライド方式を物価スライドに変更。2階部分の年金制度について、国家所得比例年金(SERPS)から企業年金、個人年金への移行を促進。</p> <p>1988年 国家所得比例年金(SERPS)の給付水準引き下げ(25%→20%)</p> <p>1999年 2階部分の年金制度の新たな選択肢として、中所得者にも加入しやすいステークホルダー年金制度(個人拠出・確定拠出)を導入。</p> <p>2000年 国家所得比例年金(SERPS)を、2002年4月以降、低所得者に有利な国家第2年金(S2P)に切り替え。</p>

主要先進国の65歳以上人口割合：1950～2050年



出典：UN「World Population Prospects : 2000」による
 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。

主要先進国の合計特殊出生率：1950～2000年



出典：UN, Demographic Yearbook及びCouncil of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America
 1991年以前のドイツのデータは西ドイツのものである。

アメリカ年金制度（OASDI）の改革の動向

1. 改革の背景

高齢化の進展や出生率の長期的な低下によって、社会保障年金の受給者に対する現役世代の割合が、現在の 3.4 人に 1 人から 2050 年には 2 人に 1 人になることが予想されている。

こうした中で、現行制度のままでは、ベビーブーマーが年金受給世代となる 2010 年代以降、年金財政が厳しいものとなることが予想される。具体的には、2016 年に支出が収入を上回り、2038 年には積立金が枯渇し、現行制度で予定される給付の全てを支給することができない状況となることが見込まれる。

かねてより、こうした長期の財政問題に対処するための改革が取り組まれている。

2. これまでの改革の動向

(1) 1983 年レーガン年金改革

長期的に年金財政の健全化を図るため、次のような、給付を抑制し保険料を引き上げるなどの改正を行った。

- ・ 支給開始年齢を、2003 年から 2027 年にかけて、65 歳から 67 歳に引上げ
 - ・ 社会保障税率（保険料率）の引き上げ
 - 1984～ 10.8%→11.4% (労使折半)
 - 1988～ 12.12%
 - 1990～ 12.4%
- また、被用者の保険料（労使合計）の 4 分の 3 程度であった自営業者の保険料率を被用者（労使合計）と同率に引き上げた。
- ・ 高額所得者に対する年金に課税し、それを年金給付の財源とする仕組みを設けた。

(2) クリントン政権下の年金改革案(1990年代後半)

- ① クリントン政権下の1994年3月、21世紀の高齢化に対応する年金改革を検討するため、社会保障年金諮問委員会が設けられ、1997年1月、同委員会は、現行の賦課方式の年金の上に確定拠出・積立方式の個人年金勘定を加える案を含む、3つの案を提示した。

(参考) 社会保障年金諮問委員会が提示した3つの改革案

(イ) 給付維持案

- ・ 社会保障税率の将来的引上げ(現行12.4%→14%へ)
- ・ 満額年金を得るための保険期間の引上げ(現行35年→38年)
- ・ 年金水準の3%引下げか、又は、1998年以降社会保障税の3%引上げ
- ・ 年金課税を強化し、その税収を年金給付の財源とする。

(ロ) 個人勘定案

- ・ 現行の社会保障税率12.4%に1.6%の社会保障税率を上乗せし、強制的な確定拠出型の個人勘定を設ける。
- ・ 現行の年金制度については、
 - ① 満額年金を得るための保険期間の引上げ(現行35年→38年)
 - ② 支給開始年齢の引上げ(65歳→67歳)の前倒し実施
67歳への支給開始年齢の引上げ後も、平均余命の伸びに応じて更に支給開始年齢を引上げ
 - ③ 年金課税を強化し、その税収を年金給付の財源とする。
 - ④ 高所得部分の年金給付率を抑制

(ハ) 個人保障勘定と社会保障の2階建て方式案

- ・ 現行制度を定額給付の年金に変更。
- ・ 社会保障税率12.4%のうち5%を財源として、強制的な確定拠出型の個人年金勘定を設ける。
- ・ 現行の年金制度については、支給開始年齢の引上げ(65歳→67歳)の前倒し実施。67歳への支給開始年齢の引上げ後も、平均余命の伸びに応じて更に支給開始年齢を引上げ

- ② 1999年、クリントン大統領は、一般教書演説において、ベビーブーマーが引退する時期までに年金財政を強化するために、今後の財政余剰の約6割を社会保障基金に投入すること、その投入する財政余剰の一部の株式市場での運用すること、加入者の拠出と併せて政府が拠出を行う個人年金勘定を創設

することを提案した。

3. ブッシュ政権における「社会保障年金委員会」報告

長期の年金財政問題に対処するため、ブッシュ大統領は超党派メンバーによる委員会を設置し、2001年12月21日に最終報告として3つの改革案が提案された。

(1) 大統領の示した原則

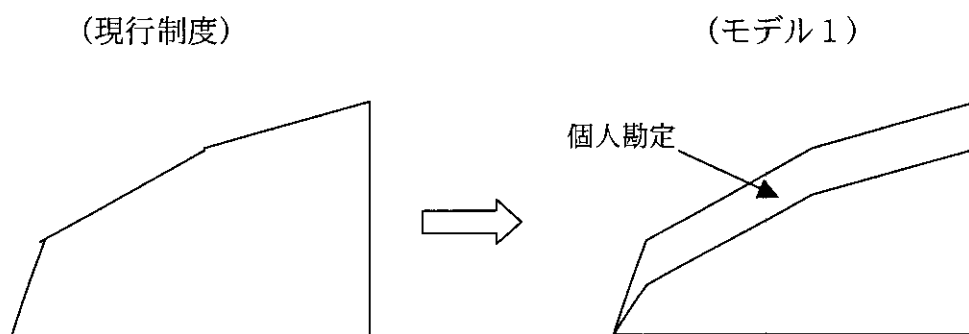
改革案の検討に際し、大統領が示した原則は次の通り。

- ・ 現在の受給者及びまもなく受給者となる者の給付は変更しないこと。
- ・ 社会保障年金の財政余剰は社会保障年金だけに使うこと。
- ・ 社会保障税率の引き上げを行わないこと。
- ・ 社会保障年金の積立金を株式市場で運用しないこと。
- ・ 障害年金、遺族年金の給付内容を維持すること。
- ・ 社会保障セーフティネットを増加させる任意の個人退職勘定を含む改革案であること。

(2) 3つの改革案の概要

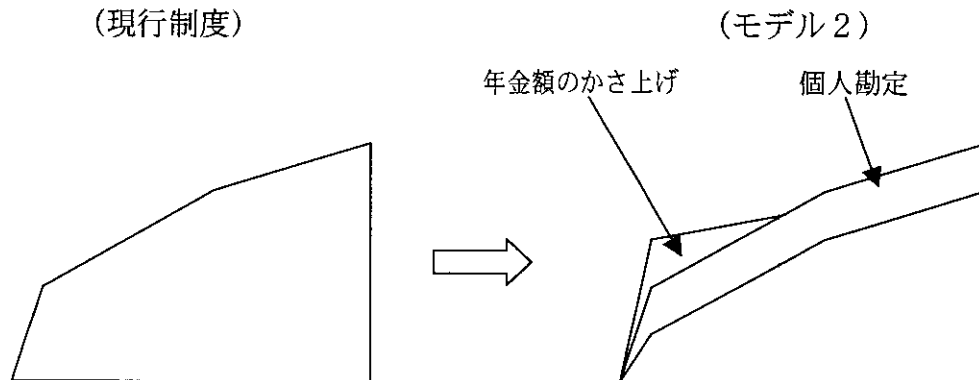
[モデル1]

- ・ 課税所得の2.0%を個人勘定（任意加入）にて運用可能とする。
- ・ 現行の計算式による給付額から、個人勘定において運用した金額及びその額の3.5%の運用益相当額を控除。



[モデル2]

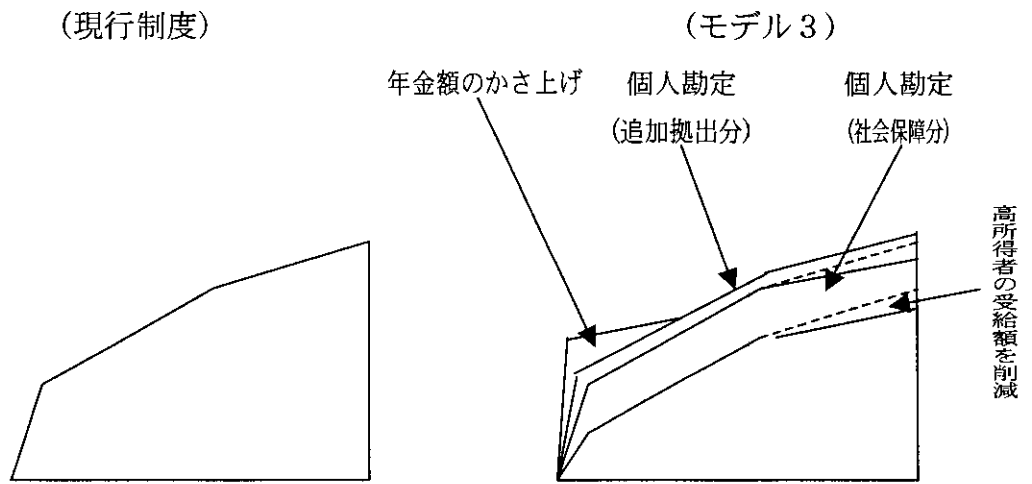
- ・ 社会保障税のうち 4.0% (年間 1,000 ドル限度) を個人勘定 (任意加入) で運用可能とする。
- ・ 現行の計算式による給付額から、個人勘定において運用した金額及びその額の 2.0% の運用益相当額を控除。
- ・ 社会保障年金の新規裁定時の賃金スライドを物価スライドにする。
- ・ 30 年勤務の最低賃金労働者には、貧困ラインの 120% 相当額まで年金額をかさ上げ。
- ・ 現行制度では、夫婦の合計年金額の 50~67% であった遺族年金を 75% の水準に引き上げ。



[モデル3]

- ・ 課税所得の 1.0% の追加拠出を行った場合に、社会保障税のうちの 2.5% (年間 1,000 ドル限度) と併せて個人勘定 (任意加入) で運用可能とする。
- ・ 現行の計算式による給付額から、個人勘定において運用した金額 (社会保障税のうちの運用額) 及びその額の 2.5% の運用益相当額を控除。
- ・ 将来の平均余命の上昇によっても世代間の公平を保つよう、社会保障年金の新規裁定時のスライド率を調整する。(賃金スライドと物価スライドの中間でスライドする。)
- ・ 退職年齢後の労働により受給額が増えるようするとともに、早期退職による繰上減額率を増やす。
- ・ 年金額の算定において、高所得者に対する給付率を削減。
- ・ 30 年勤務の最低賃金労働者には、貧困ラインの 100% まで年金額をかさ上げ。
- ・ 現行法では、夫婦の合計受給額の 50~67% であった遺族年金を 75% の水

準まで引き上げる。



ドイツ年金改革の動向と 2001 年改革の主な内容

1. 改革の背景

(1) 人口構造の変化

出生率の低下と寿命の伸びによる人口の高齢化等により、2030 年には総人口（現在約 8,200 万人）が 400 万人～700 万人程度減少し、生産年齢人口に対する老齢人口比率は、現在の 40%から 70%程度にまで上昇すること見込まれていた。

(2) 保険料率の上昇

こうした人口構造の変化の中で、完全な賦課方式によるドイツ年金について、現行方式のままでは、その保険料率が 2000 年 19.3%から 2030 年には 26%にまで上昇することが試算された。

2. これまでの改革の動向

(1) 1992 年改正

- ・ 賃金スライドを可処分所得スライドに変更。
- ・ 通常の支給開始年齢前に受給できる早期受給特例を一部例外を除いて廃止。

(2) 1995 年改正

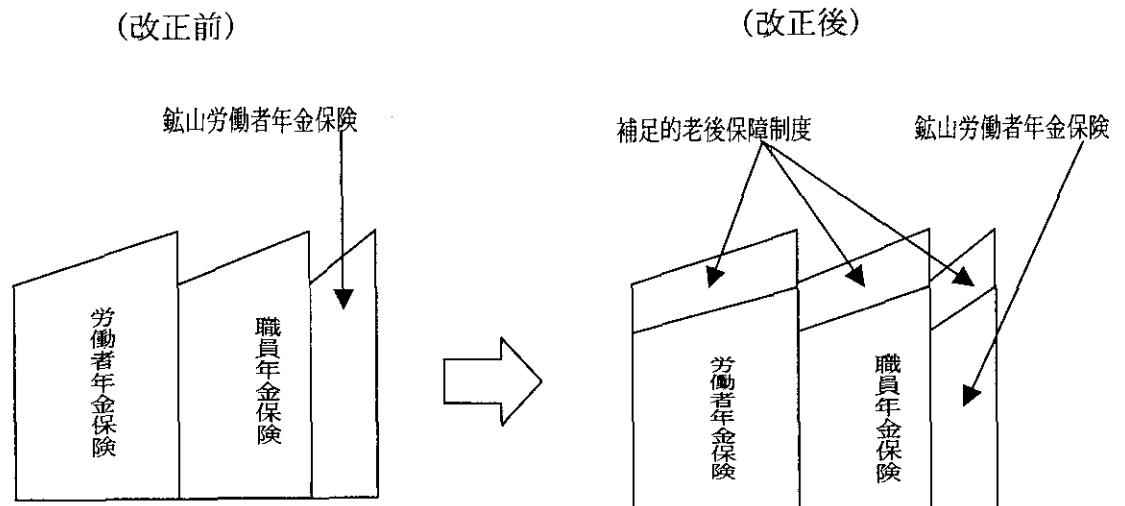
- (1) の早期受給特例廃止のスケジュールを前倒し。

(3) 1999 年改正法及びその凍結

1999 年改正法により、平均余命の伸びに応じてスライド率を抑制することとされたが、政権交代により凍結された。

その後、当面の措置として 2000 年と 2001 年のみ、可処分所得スライドを物価スライドとした。

3. 2001年改革の主な内容



(1) 保険料率上昇の抑制

給付水準の抑制により、保険料率の上昇を2020年までは20%以内、2030年にも22%以内に抑える。

(2) 給付水準の引き下げ

モデル年金(※)の給付水準は、現役世代の可処分所得の70%となるように設計されているが、これを2010年から段階的に引き下げ、最終的に67%程度にする。

※ ドイツにおけるモデル年金とは、20歳から64歳までの45年間、平均賃金程度の収入で働いていた場合の受給額をいう

(3) 補足的老後保障制度（任意加入、拠出建て）の創設

(i) 公的年金を補足する自助努力の年金制度として、任意加入での拠出建て積立式の老後保障制度を段階的に導入する。

(ii) この補足的老後保障制度は、事業主負担は義務づけられていないが、政府による補助がある。

また、補足的老後保障制度への拠出金は非課税となるが、給付は課税対象となる。

※1 拠出金と追加助成金の限度額

補足的老後保障制度は段階的に導入される。2002年には所得（税引き前収入）の1%を拠出金とすることができ、2008年には4%となる。

2002年・2003年	所得の1%まで
2004年・2005年	所得の2%まで
2006年・2007年	所得の3%まで
2008年～	所得の4%まで

※2 政府による追加助成金

補足的老後保障制度に加入した者には、政府から追加助成金が支払われる（所得制限あり）。この政府の補助は、基礎助成金と児童追加助成金からなり、育児負担に配慮されている。

（基礎助成金：月額）

2002年～2003年	38ユーロ（3,700円）
2004年～2005年	76ユーロ（7,400円）
2006年～2007年	114ユーロ（11,100円）
2008年以降	154ユーロ（14,900円）

（児童追加助成金：月額、児童1人あたり）

2002年～2003年	46ユーロ（4,500円）
2004年～2005年	92ユーロ（8,900円）
2006年～2007年	138ユーロ（13,400円）
2008年以降	185ユーロ（17,900円）

（注1）1ユーロ=97円（2000年下半期日銀裁定外国為替相場より）にて計算。

（注2）追加助成金は連邦職員年金保険制度の個人口座に直接支払われる

（4）スライド方式の変更

2000年及び2001年の2年間に限り可処分所得スライドが凍結され、物価スライドとされていたが、2001年から可処分所得スライドを再開する。

現行制度では、現役世代の可処分所得に応じた賃金スライドが行われているが、可処分所得から上記の補足的老後所得保障への積立拠出金を差し引いた額の伸びに応じてスライドすることとした。